

乳児健康診査を県外の医療機関で受診される方へ

下松市こども家庭課

里帰り出産等の理由により、乳児健康診査(1か月児・3か月児・7か月児)を県外の医療機関等で受診される方は、下松市の基準額の範囲内での受診料の補助が受けられます。

以下の要領で受診してください。(※ 転出された方は該当しません)

① 県外の医療機関を受診します。

受診の際、以下を医療機関にお渡しください。

- ・医療機関宛説明書(初回受診時のみ)
- ・乳児健康診査受診票
- ・母子健康手帳
- ・下松市乳児健康診査事業補助金交付申請書
(医療機関で乳児健診のみの領収書が発行されない場合に必要)

② 受診後は受診料を支払い、領収書などを受け取ります。

医療機関では、一旦、実費をお支払いいただきます。以下を受け取って帰ってください。

- ・『下松市乳児健康診査事業補助金交付申請書』の下部の様式での領収書、もしくは医療機関で発行される乳児健康診査単一の領収書
- ・乳児健康診査受診票(下松市分と本人分)
- ・母子健康手帳

③ 後日、下松市こども家庭課(保健センター又は下松市役所)の窓口で申請をします。

県外での最後の乳児健診受診後、なるべく早く以下をご持参ください。申請は代理の方でも構いません。

- ・下松市乳児健康診査事業補助金交付申請書(※ 交付申請額は記入しないでください!)
- ・領収書(乳児健康診査単一のもの)……申請書の領収書部分に記載がある場合は不要
- ・乳児健康診査受診票(下松市分)……ただし、結果が記入されているもの
- ・母子健康手帳

申請書が足りなくなった場合は、コピーして使用してもかまいません。

そのほか、分からないことなどはこども家庭課へお問い合わせください。

☎0833-41-1022



下松市公式マスコットキャラクター
くだまる